

## 「動く知的障害者更生相談所」開設

### 日時

11月11日(金)  
午前10時～、午後1時30分～  
(事前に申し込みが必要です)

### 場所

大田原市保健センター

### 対象者

18歳以上の知的障害者とその保護者

### 内容

療育手帳の再認定、コーディネーターによる生活相談など

### 申込方法

9月30日(金)までに、福祉課福祉支援係へ直接または電話で申し込み。

### 問い合わせ

福祉課福祉支援係  
TEL (23) 8921

## 第14回大田原市福祉ふれあいまつり 福祉バザーにご協力を

10月16日(日)に第14回大田原市福祉ふれあいまつり(同実行委員会主催)が大田原市総合文化会館で開催されます。障害者の発表やダンスなどのほか、福祉バザーが行われます。ご家庭で眠っている贈答品などの不用品がありましたら、福祉バザー用品へのご寄付にご協力ください。福祉バザーの益金は、毎年、社会福祉協議会の善意銀行に寄付し、

福祉活動の一部に充てられています。

### 受付期間

10月7日(金)まで

### 受付場所

- 市役所福祉課福祉支援係
- 湯津上支所総合窓口課健康福祉係
- 黒羽支所総合窓口課健康福祉係
- 市社会福祉協議会本所・各支所
- ユーアイ館

### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日を除く)  
(ユーアイ館のみ午前9時～午後5時)

### 問い合わせ

市福祉課福祉支援係  
TEL (23) 8921  
市社会福祉協議会  
TEL (23) 1130



## 保健センター教室・相談

### ためして運動塾

### 日時

10月6日(木)

午前9時15分～11時30分

### 場所

黒羽保健センター

### 内容

ウォーキング

### 問い合わせ

健康政策課成人健康係  
TEL (23) 7601



## 国保・年金

### 10月になっても新しい保険証が届かない場合は連絡を

現在お使いの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は9月30日までです。

10月1日から有効の新しい保険証は、今月下旬に世帯主宛に郵送させていただきます(26日発送予定)。もし10月になっても届かないときは、国保医療係までご連絡ください。

また、有効期限の切れた保険証は、市役所国保年金課および各支所・出張所、各地区公民館の窓口まで返却してください。

### ご確認ください

主に次のような場合は資格変更の届出が必要です。  
◆会社などの健康保険(社会保険等)に加入したとき(会社は保険資格の変更手続きを行いません)。

すでに社会保険に加入されている方で、10月から有効の国保の保険証が郵送された方は、早急に市役所で保険資格変更の手続きが必要です。

社会保険に加入された方は、社会保険の保険証が届いていなくても、社会保険の資格を取得している場合があります(特に被扶養者)。社会保険加入後に国保の保険証を使用した場合、市が負担した医療費を返還して頂くこととなります。

で、社会保険加入後は国保の保険証を使用しないようお願いいたします。  
◆学生の保険証の対象者が、卒業(終了)したとき。

国民健康保険の加入日や喪失日は、届出日ではなくその事由が発生したときまでさかのぼります。手続きをしないと保険税の計算が正しくできませんので、ご注意ください。

### 保険証ケースと個人情報保護シールについて

保険証ケースおよび臓器提供意思表示欄に使用する個人情報保護シールは、市役所国保年金課および各支所・出張所、各地区公民館に設置しています。必要な方は各窓口でお受け取りください。

### 国民健康保険税を滞納すると

法律により、災害その他特別な事情がなく納期限から1年間を経過しても未納がある場合は、保険証の交付が受けられません。

この場合、保険証に代えて「被保険者資格証明書」(全額自己負担)を交付することになります。納期限を経過した国民健康保険税については、速やかに納付してください。

### 問い合わせ

〈保険証更新に関すること〉  
国保年金課国保医療係  
TEL (23) 8857

〈保険税納付に関すること〉  
収納対策課徴収対策係  
TEL (23) 8703

